

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛郷福社会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、その名称を問わず、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益である。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 役員 報酬
- (2) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

2 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(費用)

第6条 役員等が法人の業務のために出張する場合は、職員の旅費規定に準じて交通費の実費額を支給する。

2 役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- 1 社会福祉法人愛郷福社会役員等費用弁償規程は、平成29年3月31日をもって廃止する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1(役員の報酬)

(1)理事

用件	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記のほか、法人・施設ための業務	10,000円

(2)監事

用件	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記のほか、法人・施設ための業務	10,000円

別表第2 (評議員の報酬)

用件	日額
評議員会への出席	10,000円
上記のほか、法人・施設ための業務	10,000円